

## かつらぎ町と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

かつらぎ町(以下「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康増進・スポーツ振興に関すること
- (2) 子育て支援及び子どもの育成・教育に関すること
- (3) 高齢者支援に関すること
- (4) 防災・災害対策に関すること
- (5) 産業振興、観光振興及び地域経済の支援に関すること
- (6) 環境保全に関すること
- (7) 町政等の情報発信に関すること
- (8) 地域社会の活性化及び町民サービスの向上に関すること

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、実施するものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、隨時協議を行うものとする。

### (免責)

第3条 甲と乙は、本協定の目的を達成するため、前条に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。なお、連携事項の取組みで生じた損害は互いに補償を求めるることはできないものとする。

### (有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲と乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

### (協定の変更)

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

### (守秘義務)

第6条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

### (その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年8月19日

甲 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160番地

かつらぎ町長 中原 雅則

乙 和歌山県和歌山市六番丁17 明治安田生命和歌山ビル2F  
明治安田生命保険相互会社

和歌山支社長 松尾 淳